

「国民保護に関する川島町計画」新旧対照表

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
1	1	1	2		計画策定の背景・経緯	第2次世界大戦から70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	第2次世界大戦から60年を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	時点修正及び記載方法を変更
2	1	1	2		計画策定の背景・経緯	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更
3	2	1	3		計画策定に当たっての基本的な考え方	○ 基本的人権の尊重	○ 基本的人権の尊重、 <u>言論その他の表現の自由の保障</u>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
4	2	1	3		計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>要配慮者の保護</u> 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。	○ <u>災害時要援護者の保護</u> 高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
5	2	1	3		計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>外国人への国民保護措置の適用</u> 県は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。 ○ <u>指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障</u> 指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、県及び市町村から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。 また、町は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。 加えて、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。		「市町村国民保護モデル計画」（消防庁）との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化  国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
5	3	1	4		町の現況	第4章 町の概況 第1節 地理的特徴 本町は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、周囲を河川に囲まれた平坦地である。面積は、41.63km <sup>2</sup> 、東西距離は、11.17km、南北距離は、7.9kmとなっており、平均標高は、1	第4章 町の概況 (1) 位置及び面積 <u>北緯36°00'00" 東経139°30'55" 海拔14.5m</u>	時点修正及び記載方法を変更

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>4. 5mとなっている。本町の境界は、北は市野川を境として東松山市及び吉見町に接し、東は荒川を境として北本市・桶川市及び上尾市に接している。南は入間川を境として川越市に接し、西は越辺川を境として坂戸市に接している。地層は、第4紀層沖積土をもって形成され、一望平坦地であり西部の中山地区より東部の出丸地区まで1/1000程度の緩やかな勾配が続いている。</p> <p>第2節 社会的特性</p> <p>1 人口</p> <p>本町の人口は19,398人、世帯数は7,255世帯（令和2年国勢調査速報結果）となっており、近年の人口推移をみると、増加傾向にあった人口が、平成12年以降、減少傾向になっている。また、令和3年4月1日現在の全体の人口に占める高齢化率は35.7%となっている。</p> <p>2 道路</p> <p>町の西部を旧国道254号及び国道254号、中央部に首都圏中央連絡自動車道路及び県道平沼中老袋線・鴻巣川島線、北部に県道日高川島線、そして、東部には川島栗橋線が縦横断及び中央部を走る県道平沼中老袋線、鴻巣川島線と併せて、周辺都市との連絡道路及び住民の生活道路としての役割を果たしている。</p> <p>3 交通網</p> <p>本町は、首都圏45kmという恵まれた立地ながら、交通はJR高崎線と東武東上線を連絡する路線バスによるほかは、自主的な交通手段に頼るしかないのが現状である。しかし、近年では交通網の整備により、生活の利便性は確保されており、特に、川島インターチェンジの開通とインター周辺地区の開発により、町を取り巻く状況は大きく変化している。</p>	<p>面積41.72km<sup>2</sup> 東西 11km 南北 8km（2） 人口及び世帯数（平成17年国勢調査） 人口 22,906人（男 11,488人 女 11,418人） 世帯数 6,801世帯</p> <p>（3）地勢</p> <p>本町は、関東平野の中央部、埼玉県ほぼ中央部に位置し、周囲を河川に囲まれた平坦地である。本町の境界は、北は市野川を境として東松山市及び吉見町に接し、東は荒川を境として北本市・桶川市及び上尾市に接している。南は入間川を境として川越市に接し、西は越辺川を境として坂戸市に接している。地層は、第4紀層沖積土をもって形成され、一望平坦地であり西部の中山地区より東部の出丸地区まで1/1000程度の緩やかな勾配が続いている。</p> <p>町の西部を旧国道254号及び国道254号、中央部に首都圏中央連絡自動車道路及び県道平沼中老袋線・鴻巣川島線、北部に県道日高川島線、そして、東部には川島栗橋線が縦横断及び中央部を走る県道平沼中老袋線、鴻巣川島線と併せて、周辺都市との連絡道路及び住民の生活道路としての役割を果たしている。</p> <p>本町は、首都圏45kmという恵まれた立地ながら、交通はJR高崎線と東武東上線を連絡する路線バス及び町内を巡回するバスによるほかは、自主的な交通手段に頼るしかないのが現状である。しかし、近年では交通網の整備により、生活の利便性は確保されており、特に、川島インターチェンジの開通とインター周辺地区の開発により、町を取り巻く状況は大きく変化してきており、防災上からも新たな対応が必要になるとと思われる。</p>	
6	5	1	5	1	町の責務	<p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>		国資料（国民保護措置の仕組み）及び国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
7	6	1	5	1	<参考 1 国の責務	<p>（2）国が実施する主な措置</p> <p>① 警報の発令、避難措置の指示</p> <p>② 武力攻撃事態等の情報の提供</p>	<p>（2）国が実施する主な措置</p> <p>① 警報の発令</p> <p>② 武力攻撃事態等の情報の提供</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供</p> <p>④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</p> <p>⑤ 生活関連等施設の安全確保に關数する措置</p> <p>⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置</p> <p>⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置</p> <p>⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</p> <p>⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>	<p>③ 避難措置の指示、救援の指示・支援</p> <p>④ 放射性物質等（NBC災害）による汚染への対処</p> <p>⑤ 原子炉等による被害の防止</p> <p>⑥ 危険物質等に関する危険の防止</p> <p>⑦ 感染症等への対処</p>	
8	6	1	5	1	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>2 県の責務</p>	<p>(2) 県が実施する主な措置</p> <p>① 警報の市町村長等への通知</p>	<p>(2) 県が実施する主な措置</p> <p>① 警報の市町村への通知</p>	<p>国民保護に関する埼玉県計画との整合</p> <p>県計画*1</p>
9	8	1	5	6	<p>武力攻撃等の態様と留意点</p>	<p>第6節 武力攻撃等の態様と留意点</p> <p>1 武力攻撃事態の特徴と留意点</p> <p>(1) 着上陸侵攻の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>② 留意点</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が集結した後の復旧が重要な課題となる。</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的な被害が生ずること</p>		<p>国民保護に関する埼玉県計画との整合（武力攻撃等の態様と留意点について、関係があるため、第6節 追加）</p> <p>県計画*1</p> <p>基本方針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化</p>

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>も考えられる。そのため、本町においても、四方を河川に囲まれていることから、橋梁にたいする注意が必要である。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市町村長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。</p> <p>（３）弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、県及び市町村は弾道ミサイル発射時に住民に適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場</p>		

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> <p>(4) 航空攻撃の場合</p> <p>① 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも予想される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>② 留意点</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難処置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p> <p>2 緊急処理事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</p> <p>(イ) ダムの破壊等</p> <p>イ 留意点</p> <p>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が発災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p> <p>(イ) ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p> <p>② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>ア 事態例</p>		

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p><u>(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</u></p> <p><u>(イ) 列車等の爆破</u></p> <p><u>イ 留意点</u> 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p> <p><u>(2) 攻撃手段による分類</u></p> <p><u>① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>ア 事態例</u></p> <p><u>(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</u></p> <p><u>(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</u></p> <p><u>(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</u></p> <p><u>(エ) 水源地に対する毒素等の混入</u></p> <p><u>イ 留意点</u></p> <p><u>(ア) 放射能の拡散</u> ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</p> <p><u>(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃</u> 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p><u>(ウ) 化学剤による攻撃</u> 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 生物剤に同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</p> <p><u>② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</u></p> <p><u>ア 事態例</u></p> <p><u>(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</u></p> <p><u>(イ) 弾道ミサイル等の飛来</u></p> <p><u>イ 留意点</u> 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p>		

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
10	13	2			平常時における準備編	武力攻撃事態等が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救援していくためには、 <u>関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に国民保護のための措置を実施していくことが必要である。</u> このため、町は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、町民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。	武力攻撃事態等が発生した場合、町民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、町は、県や国、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、町民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備する。	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
11	13	2	1	1	通信の確保	また、町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT） <u>及び</u> 緊急情報ネットワーク（Em-Net）の適切な <u>管理・運用</u> に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	また、町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の <u>導入</u> 、緊急情報ネットワーク（Em-Net）の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	現状に合わせた表現の適正化（Jアラートの導入は完了しているため）
12	14	2	2	3	職員の指定と伝達手段の整備	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話 <u>等</u> を利用し、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、 <u>防災行政無線の貸与を進め</u> 、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	現状に合わせた表現の適正化（携帯電話等を利用するため）
13	15	2	2	6	町対策本部等の設置場所	<u>第6節 町対策本部等の設置場所</u> <u>町庁舎が武力攻撃等によって使用できない場合や、危険物施設が接近してる等の状況に備えて、あらかじめ複数の施設を町対策本部等として指定しておく。</u>		町対策本部等の設置について、記載がなかったため追加
14	15	2	3		警報の住民への周知	<u>(1) 町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の適切な運用と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するように努める。</u> <u>また、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</u> <u>(2) 町は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u>	町は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。	現状に合わせた表現の適正化（消防庁通知（Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進）との整合を図るため）
15	15	2	4	1	避難の指示の伝達	<u>第1節 避難の指示の伝達</u> <u>国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置を指示する。</u> <u>知事は、避難経路、交通手段等を明示して市町村長を通じ住民に避難を指示する。</u> <u>町長は、直ちに避難実施要領を定め、職員（消防を含む）を指揮して避難住民を誘導する。また、避難住民を誘導するため必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。</u>		国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由																																
						<p><u>このため、県及び町は、警報の場合に準じて、避難の指示の確実な伝達体制の整備を進めるものとする。</u></p> <p>※以降、第1節追加による節の修正</p>																																		
16	15	2	4	2.1	モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項	<p>なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	<p>なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																																
17	16	2	4	2.2. (1)	(1) 着上陸侵襲からの避難	<p>③ 避難住民の誘導にあたっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	<p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更																																
18	16	2	4	2.2. (2). ①	(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 ① 着弾前	<p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート作り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設等に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。 攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。</p>	<p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート作り等の堅牢な施設等に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。 攻撃を受けた時の状態に応じて以下の留意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。</p>	表現の適正化																																
19	16	2	4	2.2. (2). ①	(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 ① 着弾前	<p>ア 屋外にいる場合 (ア) 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p>	<p>ア 屋外にいる場合 (ア) 直ちに堅牢な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p>	表現の適正化																																
20	16	2	4	2.2. (2). ①	(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 ① 着弾前	<p>イ 屋内にいる場合 (ア) 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。</p>	<p>イ 屋内にいる場合 (ア) 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。</p>	表現の適正化																																
21	17	2	4	2.2. (2). ①.	(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 ① 着弾前	<p>・ <u>車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。</u></p>	<p>・ <u>車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。</u></p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1																																
22	18	2	4	2.2. (2). ②.	(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難 ② 着弾後	<p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。</p>	<p>(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p>	表現の適正化																																
23	19	2	4	2	<避難実施要領の作成パターンについて>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="2">着上陸侵襲からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>グリラや特殊部隊等からの避難</th> <th>秘匿した行動を取る</th> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 攻撃が大規模であり</td> <td>・ 秘匿した行動を取る</td> <td>・ 兆候が長期化し、広</td> <td>・ 対応時間が短く使用</td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	着上陸侵襲からの避難		航空攻撃からの避難		グリラや特殊部隊等からの避難	秘匿した行動を取る	兆候がある場合	兆候がない場合			・ 攻撃が大規模であり	・ 秘匿した行動を取る	・ 兆候が長期化し、広	・ 対応時間が短く使用	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="2">着上陸侵襲からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>グリラや特殊部隊等からの避難</th> <th>秘匿した行動を取る</th> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 攻撃が大規模であり</td> <td>・ 秘匿した行動を取る</td> <td>・ 着上陸侵襲と同じ</td> <td>・ 対応時間が短く使用</td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	着上陸侵襲からの避難		航空攻撃からの避難		グリラや特殊部隊等からの避難	秘匿した行動を取る	兆候がある場合	兆候がない場合			・ 攻撃が大規模であり	・ 秘匿した行動を取る	・ 着上陸侵襲と同じ	・ 対応時間が短く使用	国民保護に関する埼玉県計画との整合
項目	類型	着上陸侵襲からの避難		航空攻撃からの避難																																				
		グリラや特殊部隊等からの避難	秘匿した行動を取る	兆候がある場合	兆候がない場合																																			
		・ 攻撃が大規模であり	・ 秘匿した行動を取る	・ 兆候が長期化し、広	・ 対応時間が短く使用																																			
項目	類型	着上陸侵襲からの避難		航空攻撃からの避難																																				
		グリラや特殊部隊等からの避難	秘匿した行動を取る	兆候がある場合	兆候がない場合																																			
		・ 攻撃が大規模であり	・ 秘匿した行動を取る	・ 着上陸侵襲と同じ	・ 対応時間が短く使用																																			

「国民保護に関する川島町計画」新旧対照表



No.	Page	編	章	節	項目名	新					旧					変更理由
						攻撃の特徴	広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵襲に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	ため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。	範囲にわたる可能性が <b>ある</b> 。	される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。	短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・着上陸侵襲に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵襲に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。	
																県計画*1
24	20	2	4	3	避難人数の把握	<b>2 要配慮者の把握</b> (1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について 町は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。 (2) 在宅の <b>要配慮者</b> について 町は、在宅の <b>要配慮者</b> の状況や緊急連絡先の把握に努める。 (3) 外国人の人数等について 町は、管内の外国人の人数（言語別）の把握に努める。					<b>2 災害時要援護者の把握</b> (1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について 町は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。 (2) 在宅の <b>災害時要援護者</b> について 町は、在宅の <b>災害時要援護者</b> の状況や緊急連絡先の把握に努める。 (3) 外国人の人数等について 町は、管内の外国人の人数（言語別）の把握に努める。					平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
25	20	2	4	4.1	住民への周知方法、周知内容	(1) 住民への周知方法 <b>① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。また、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</b> <b>② 地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</b>					(1) 住民への周知方法 <b>町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</b>					現状に合わせた表現の適正化（消防庁通知（Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進）との整合を図るため）  基本方針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化
26	20	2	4	4.1	住民への周知方法、周知内容	(2) <b>要配慮者</b> への周知方法 <b>① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等</b> 町は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。 また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。					(2) <b>災害時要援護者</b> への周知方法 <b>① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等</b> 町は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておく。 また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努める。					平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>② 在宅の要配慮者への周知方法 町は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>③ 外国人への周知方法 町は、外国語の原稿による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。</p>	<p>② 在宅の災害時要援護者への周知方法 町は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>③ 外国人への周知方法 町は、外国語の原稿による市町村防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておく。</p>	
27	21	2	4	4.1	住民への周知方法、周知内容	<p>(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 町は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</u></p>	<p>(4) <u>情報通信機器の活用</u> 町は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。</u></p>	現状に合わせた表現の適正化（Ｊアラートの情報伝達の連携及び多重化推進）との整合を図るため）
28	21	2	4	6.1	避難施設の指定への協力	<p><u>県の避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなることから、町は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力するものとする。</u></p> <p><u>【避難施設の指定要件】</u></p> <p><u>(1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するものであること。</u></p> <p><u>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>また、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、町を経由する。</p>	<p><u>町は、県の避難施設の指定に協力する。</u></p> <p><u>また、多数の避難住民の受け入れにあたっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受け入れの協力関係を構築するよう努める。</u></p> <p>また、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、町を経由する。</p> <p><u>【届出が必要な施設改築基準】</u> 当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合  県計画*1  基本方針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化 国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						【届出が必要な施設改築基準】 当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。		
29	22	2	4	7.1	交通手段選択の基本方針	避難の交通手段については、バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。 なお、 <b>要配慮者</b> の移動に関しては、必要に応じて自家用 <b>自動車</b> 、町の公用車等を使用できるものとする。 町は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。	避難の交通手段については、バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、 <b>原則禁止とするが</b> 、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。 なお、 <b>災害時要援護者</b> の移動に関しては、必要に応じて自家用車、町の公用車等を使用できるものとする。 町は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更  国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1 P37
30	23	2	4	7.2	交通手段の確保方法	(3) 町が保有する車両 町は、その保有するバスなど、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。 なお、使用できる車両は、 <b>要配慮者</b> の運送手段に優先的に利用する。	(3) 町が保有する車両 町は、その保有するバス <b>及び福祉用車両</b> など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。 なお、使用できる車両は、 <b>災害時要援護者</b> の運送手段に優先的に利用する。	現状に合わせた修正 平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
31	23	2	4	7.2	交通手段の確保方法	(4) <b>要配慮者</b> への配慮 バス等の避難用車両については、高齢者、障 <b>が</b> い者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。	(4) <b>災害時要援護者</b> への配慮 バス等の避難用車両については、高齢者、障 <b>害</b> 者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
32	23	2	4	8	避難候補路の選定	<b>第8節</b> 避難 <b>候補</b> 路の選定	<b>第7節</b> 避難路の選定	
33	23	2	4	9	避難住民の運送順序	避難住民の運送は、次の順序で行うものとする。 1 重病者、重傷者、障 <b>が</b> い者、妊産婦	避難住民の運送は、次の順序で行うものとする。 1 重病者、重傷者、障 <b>害</b> 者、妊産婦	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
34	24	2	4	12	被災者に対する住宅供給対策	武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。 そのため、町は、県があらかじめ定めた「被災者住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。 なお、その際には、高齢者や障 <b>が</b> い者等の <b>要支援者</b> 対策について配慮する。 <b>1 応急仮設住宅等建設予定地の選定</b> <b>建設予定地にちては、主に以下の基準により選定する。</b>	武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。 そのため、町は、県があらかじめ定めた「被災者住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。 なお、その際には、高齢者や障 <b>害</b> 者等の <b>災害時要援護者</b> 対策について配慮する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p><u>【選定する基準】</u></p> <p>(1) 飲料水が得やすい場所</p> <p>(2) 保健衛生上適当な場所</p> <p>(3) 交通の便を考慮した場所</p> <p>(4) 居住地域と隔離していない場所</p> <p>建設予定地は原則として県有地、町有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。</p> <p><u>2 資機材の調達・人員の確保等</u>町は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。</p>	<p>また、町は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。</p>	
35	25	2	5	1.1	<p>備蓄する緊急物資の種類・数量</p>	<p>町は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、町民自らの取り組みが必要である。</p> <p>このため、備蓄にあたっては、<u>県、</u>町、町民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、町は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p>	<p>町は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があり、町民自らの取り組みが必要である。</p> <p>このため、備蓄にあたっては、町、町民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、町は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。</p>	<p>国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1</p>
36	26	2	6	2.1	<p>物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定</p>	<p>○ 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、<u>埼玉</u>スタジアム2002）</p>	<p>○ 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、<u>さいたま</u>スタジアム2002）</p>	<p>表現の適正化</p>

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
37	27	2	7		医療体制の整備	<p>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</p>	<p>【武力攻撃災害時医療体制の流れ】</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
38	28	2	7	1.2	各機関の初期医療体制	<p><b>2 各機関の初期医療体制</b>  <b>(1) 初期医療活動を行う組織と役割</b>  <b>武力攻撃災害時に初期医療を行う組織と役割は次のとおりである。</b>  <b>【初期医療活動を行う組織と役割】</b></p> <p>① <b>連絡窓口等の把握</b> 各機関は、あらかじめ連絡窓口を定め、相互に把握しておくとともに、要請等の手続について決定しておくものとする。</p> <p>② <b>救護班の編成・出動手順の策定</b></p>	<p><b>2 救護班の編成等</b>  <b>(1) 救護班の編成</b>  <b>① 救護班の編成・出動手順の策定</b>  <b>町は、あらかじめ県（保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。</b>  <b>ア 救護班の編成方法</b>  <b>イ 救護班の出動手順</b>  <b>ウ 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）</b>  <b>② 連絡窓口等の把握</b>  <b>町は、あらかじめ関係機関の連絡体制を把握するとともに、要請等の手続について定める。</b></p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>救護班を編成し派遣する等する機関は、あらかじめ県、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。</p> <p>ア 救護班の編成方法 イ 救護班の出動手順 ウ 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）</p> <p>（２）医療救護所設置及び運営について 県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。</p> <p>① 救護所の設置場所 ② 救護所の運営方法 ③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法</p> <p>（３）日本赤十字社埼玉県支部との協力体制の構築</p> <p>被災者を救護するため、直ちに医療救護班を現地に派遣する体制を整備している日本赤十字社は、武力攻撃災害発生時においても重要な役割を担っている。</p> <p>このため、県は、救援及び応援の実施に関し必要な業務を日本赤十字社に委託するため、武力攻撃事態等における医療救護班の業務内容等に関して、委託契約を締結しておくものとする。</p>		
39	29	2	7	1.3	NBC災害への対処体制の整備	<p>3 NBC災害への対処体制の整備</p> <p>核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、以下の事項に留意の上、各機関は体制の整備を進めることとする。</p> <p>（１）NBC災害対処資機材の整備、知識の習得</p> <p>武力攻撃の中でも特にNBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、各機関は特殊な装備をもって現場に臨む必要がある。</p> <p>このためNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質（サリン等）の効果、効用等について知識の習得に努める。</p> <p>（２）自衛隊、警察官、国の専門研究機関等との連携体制の整備</p> <p>各機関は、NBC災害等に関し、自衛隊や県警察、国の専門研究機関との連携に努め、武力攻撃災害発生時における資機材の</p>	<p>3 NBC災害への対処体制の整備</p> <p>核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、町はNBC災害に対応できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努める。</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p><u>応援や専門職員の派遣について事前に協議するなど、連携体制の整備に努める。</u></p> <p>なお、各機関の対応能力を超えると判断される場合には、県は自衛隊に派遣を要請する。このため、連絡先と派遣の要請手順について把握しておくものとする。</p>		
40	30	2	7	3.4	保健衛生体制の整備 4 埋・火葬対策	<p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき、次の対策を講じる。</p> <p>(1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</p> <p>(2) 近隣市町の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</p> <p>(3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</p> <p>【関連資料】 県内火葬場一覧 【関連資料】 <u>埼玉県広域火葬実施要領</u></p>	<p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>このため町は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「<u>広域火葬計画</u>」に基づき、次の対策を講じる。</p> <p>(1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</p> <p>(2) 近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</p> <p>(3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</p> <p>【関連資料】 県内火葬場一覧</p>	<p>現状に合わせた表現の適正化</p> <p>埼玉県広域火葬実施要領</p>
41	32	2	11		訓練の実施等	<p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。</p> <p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p> <p>さらに、多数の避難住民を受け入れる場合を考慮し、近隣の市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努める。</p>	<p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。</p> <p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。</p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p> <p>さらに、多数の避難住民を受け入れる場合を考慮し、近隣の市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努める。</p>	<p>国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1</p> <p>基本方針の変更 (H29.12)に伴う表現の適正化</p>
42	33	2	11	2.2	学校、病院、社会福祉施設等の救助、避難誘導	<p>(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、<u>要配慮者</u>、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防</p>	<p>(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、<u>災害時要援護者</u>、施設利用者の安全を確保するため、警</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正</p>

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由																
					マニュアルの作成、訓練等	機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。	を踏まえた用語の変更																
43	34	2	12	2	自主防災組織との協力関係の構築	<p>【町が実施する支援等】</p> <p>1 自主防災組織の結成促進 結成への指導</p> <p>2 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等</p> <p>3 活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</p> <p>4 組織の活性化の促進 助言・指導、先進団体の取組の紹介等</p> <p>【自主防災組織に協力を求める事項】</p> <p>1 住民の避難に関する訓練への参加</p> <p>2 避難住民の誘導への協力</p> <p>3 救援への協力</p> <p>4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>5 保健衛生の確保への協力</p>	<p>【町が実施する支援等】</p> <p>(1) 自主防災組織の結成促進 結成への指導</p> <p>(2) 自主防災組織の育成 リーダー研修の実施、訓練への支援等</p> <p>(3) 活動のための環境整備 資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等</p> <p>(4) 組織の活性化の促進 助言・指導、モデル組織の設置への助成等</p> <p>【自主防災組織に協力を求める事項】</p> <p>① 住民の避難に関する訓練への参加</p> <p>② 避難住民の誘導への協力</p> <p>③ 救援への協力</p> <p>④ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力</p> <p>⑤ 保健衛生の確保への協力</p>	現状に合わせた、表現の適正化																
44	38	3	1	1.2	国民保護対策本部等の設置と職員の配備	第2編第2章第1節に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。	第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があった時には、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行うものとする。	表現の適正化																
45	38	3	1	2.1	国民対策本部等の組織及び担当業務	<p>② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 町長</p> <p>イ 副本部長 副町長、<u>教育長</u></p> <p>ウ 本部員 消防局長 (<u>消防局長の指名する消防職員</u>)、各課長</p>	<p>② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 町長</p> <p>イ 副本部長 副町長</p> <p>ウ 本部員 <u>教育長</u>、消防局長、各課長</p>	現状に合わせた表現の適正化 地域防災計画との整合																
46	38	3	1	2.1	国民対策本部等の組織及び担当業務	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、<u>教育長</u></td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防局長（消防局長の指名する消防職員）、 政策推進課長、総務課長、<u>防災対策室長</u>、税</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	町長	副本部長	副町長、 <u>教育長</u>	本部員	消防局長（消防局長の指名する消防職員）、 政策推進課長、総務課長、 <u>防災対策室長</u> 、税	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td><u>教育長</u>、<u>技監</u>、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、税</td> </tr> </table>	本部会議		本部長	町長	副本部長	副町長	本部員	<u>教育長</u> 、 <u>技監</u> 、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、税	現状に合わせた表現の適正化 地域防災計画との整合
本部会議																								
本部長	町長																							
副本部長	副町長、 <u>教育長</u>																							
本部員	消防局長（消防局長の指名する消防職員）、 政策推進課長、総務課長、 <u>防災対策室長</u> 、税																							
本部会議																								
本部長	町長																							
副本部長	副町長																							
本部員	<u>教育長</u> 、 <u>技監</u> 、消防局長（消防局長の指名する消防職員）、政策推進課長、総務課長、税																							



No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由																																																																																																																																																
						務課長、町民生活課長、 <u>ゼロ・ウェイスト推進室</u> <u>長</u> 、健康福祉課長、 <u>子育て支援課長</u> 、農政産 業課長、まち整備課長、 <u>まちづくり推進室</u> <u>長</u> 、上下水道課長、 <u>会計管理者</u> 、議会事務局 長、教育総務課長、生涯学習課長	務課長、町民生活課長、健康福祉課長、農政 産業課長、まち整備課長、 <u>出納室長</u> 、上下水 道課長、議会事務局長、教育総務課長、生涯 学習課長																																																																																																																																																	
47	40	3	1	2.1 (5)	本部の担当業務 について	別表 部・班の組織 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務名</th> <th>担当者</th> <th>職務名</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部長</td> <td>総務課長</td> <td>総括班長</td> <td>総務課主幹</td> </tr> <tr> <td><u>総務副部長</u></td> <td><u>防災対策室長</u></td> <td><u>職員班長</u></td> <td><u>総務課主幹</u></td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>政策推進課長</td> <td>記録調整班長</td> <td><u>政策推進課主幹</u></td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>税務課長</td> <td>情報連絡班長</td> <td>政策推進課主幹</td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td><u>会計管理者</u></td> <td>調査集計班長</td> <td>税務課主幹</td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>議会事務局長</td> <td>会計班長</td> <td>出納室<u>主幹</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協力班<u>長</u></td> <td>議会事務局<u>員</u></td> </tr> <tr> <td>民生部長</td> <td>町民生活課長</td> <td>住民班長</td> <td>町民生活課主幹</td> </tr> <tr> <td><u>民生副部長</u></td> <td><u>ゼロ・ウェイスト推進室長</u></td> <td>衛生班長</td> <td>町民生活課主幹</td> </tr> <tr> <td>民生副部長</td> <td>健康福祉課長</td> <td><u>福祉班長</u></td> <td>健康福祉課主幹</td> </tr> <tr> <td><u>民生副部長</u></td> <td><u>子育て支援課長</u></td> <td><u>保健医療班長</u></td> <td>健康福祉課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>保育班長</u></td> <td><u>子育て支援課主幹</u></td> </tr> <tr> <td>建設部長</td> <td>まち整備課長</td> <td><u>農政産業班長</u></td> <td>農政産業課主幹</td> </tr> <tr> <td>建設副部長</td> <td>農政産業課長</td> <td>土木班長</td> <td>まち整備課主幹</td> </tr> <tr> <td>建設副部長</td> <td>上下水道課長</td> <td>都市<u>整備班長</u></td> <td>まち整備課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上下水道班長</td> <td>上下水道課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協力班<u>長</u></td> <td>農業委員会事務局次長</td> </tr> </tbody> </table>	職務名	担当者	職務名	担当者	総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹	<u>総務副部長</u>	<u>防災対策室長</u>	<u>職員班長</u>	<u>総務課主幹</u>	総務副部長	政策推進課長	記録調整班長	<u>政策推進課主幹</u>	総務副部長	税務課長	情報連絡班長	政策推進課主幹	総務副部長	<u>会計管理者</u>	調査集計班長	税務課主幹	総務副部長	議会事務局長	会計班長	出納室 <u>主幹</u>			協力班 <u>長</u>	議会事務局 <u>員</u>	民生部長	町民生活課長	住民班長	町民生活課主幹	<u>民生副部長</u>	<u>ゼロ・ウェイスト推進室長</u>	衛生班長	町民生活課主幹	民生副部長	健康福祉課長	<u>福祉班長</u>	健康福祉課主幹	<u>民生副部長</u>	<u>子育て支援課長</u>	<u>保健医療班長</u>	健康福祉課主幹			<u>保育班長</u>	<u>子育て支援課主幹</u>	建設部長	まち整備課長	<u>農政産業班長</u>	農政産業課主幹	建設副部長	農政産業課長	土木班長	まち整備課主幹	建設副部長	上下水道課長	都市 <u>整備班長</u>	まち整備課主幹			上下水道班長	上下水道課主幹			協力班 <u>長</u>	農業委員会事務局次長	別表 部・班の組織 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務名</th> <th>担当者</th> <th>職務名</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部長</td> <td>総務課長</td> <td>総括班長</td> <td>総務課主幹</td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>政策推進課長</td> <td>記録・調整班長</td> <td><u>秘書室長</u></td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>税務課長</td> <td>情報連絡班長</td> <td>政策推進課主幹</td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>出納室長</td> <td>調査集計班長</td> <td>税務課主幹</td> </tr> <tr> <td>総務副部長</td> <td>議会事務局長</td> <td>会計班長</td> <td>出納室<u>長</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協力班</td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>民生部長</td> <td>町民生活課長</td> <td>住民班長</td> <td>町民生活課主幹</td> </tr> <tr> <td>民生副部長</td> <td>健康福祉課長</td> <td>衛生班長</td> <td>町民生活課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>救助避難誘導班長</u></td> <td>健康福祉課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>医療班長</td> <td>健康福祉課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>給食班長</u></td> <td><u>給食センター所長</u></td> </tr> <tr> <td>建設部長</td> <td><u>技監</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設副部長</td> <td>農政産業課長</td> <td>農政<u>商工班長</u></td> <td>農政産業課主幹</td> </tr> <tr> <td>建設副部長</td> <td>まち整備課長</td> <td>土木班長</td> <td>まち整備課主幹</td> </tr> <tr> <td>建設副部長</td> <td>上下水道課長</td> <td>都市<u>計画班長</u></td> <td>まち整備課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上下水道班長</td> <td>上下水道課主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>協力班</td> <td>農業委員会事務局次長</td> </tr> </tbody> </table>	職務名	担当者	職務名	担当者	総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹	総務副部長	政策推進課長	記録・調整班長	<u>秘書室長</u>	総務副部長	税務課長	情報連絡班長	政策推進課主幹	総務副部長	出納室長	調査集計班長	税務課主幹	総務副部長	議会事務局長	会計班長	出納室 <u>長</u>			協力班	議会事務局長	民生部長	町民生活課長	住民班長	町民生活課主幹	民生副部長	健康福祉課長	衛生班長	町民生活課主幹			<u>救助避難誘導班長</u>	健康福祉課主幹			医療班長	健康福祉課主幹			<u>給食班長</u>	<u>給食センター所長</u>	建設部長	<u>技監</u>			建設副部長	農政産業課長	農政 <u>商工班長</u>	農政産業課主幹	建設副部長	まち整備課長	土木班長	まち整備課主幹	建設副部長	上下水道課長	都市 <u>計画班長</u>	まち整備課主幹			上下水道班長	上下水道課主幹			協力班	農業委員会事務局次長	現状に合わせた表現 の適正化 地域防災計画との整 合
職務名	担当者	職務名	担当者																																																																																																																																																					
総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹																																																																																																																																																					
<u>総務副部長</u>	<u>防災対策室長</u>	<u>職員班長</u>	<u>総務課主幹</u>																																																																																																																																																					
総務副部長	政策推進課長	記録調整班長	<u>政策推進課主幹</u>																																																																																																																																																					
総務副部長	税務課長	情報連絡班長	政策推進課主幹																																																																																																																																																					
総務副部長	<u>会計管理者</u>	調査集計班長	税務課主幹																																																																																																																																																					
総務副部長	議会事務局長	会計班長	出納室 <u>主幹</u>																																																																																																																																																					
		協力班 <u>長</u>	議会事務局 <u>員</u>																																																																																																																																																					
民生部長	町民生活課長	住民班長	町民生活課主幹																																																																																																																																																					
<u>民生副部長</u>	<u>ゼロ・ウェイスト推進室長</u>	衛生班長	町民生活課主幹																																																																																																																																																					
民生副部長	健康福祉課長	<u>福祉班長</u>	健康福祉課主幹																																																																																																																																																					
<u>民生副部長</u>	<u>子育て支援課長</u>	<u>保健医療班長</u>	健康福祉課主幹																																																																																																																																																					
		<u>保育班長</u>	<u>子育て支援課主幹</u>																																																																																																																																																					
建設部長	まち整備課長	<u>農政産業班長</u>	農政産業課主幹																																																																																																																																																					
建設副部長	農政産業課長	土木班長	まち整備課主幹																																																																																																																																																					
建設副部長	上下水道課長	都市 <u>整備班長</u>	まち整備課主幹																																																																																																																																																					
		上下水道班長	上下水道課主幹																																																																																																																																																					
		協力班 <u>長</u>	農業委員会事務局次長																																																																																																																																																					
職務名	担当者	職務名	担当者																																																																																																																																																					
総務部長	総務課長	総括班長	総務課主幹																																																																																																																																																					
総務副部長	政策推進課長	記録・調整班長	<u>秘書室長</u>																																																																																																																																																					
総務副部長	税務課長	情報連絡班長	政策推進課主幹																																																																																																																																																					
総務副部長	出納室長	調査集計班長	税務課主幹																																																																																																																																																					
総務副部長	議会事務局長	会計班長	出納室 <u>長</u>																																																																																																																																																					
		協力班	議会事務局長																																																																																																																																																					
民生部長	町民生活課長	住民班長	町民生活課主幹																																																																																																																																																					
民生副部長	健康福祉課長	衛生班長	町民生活課主幹																																																																																																																																																					
		<u>救助避難誘導班長</u>	健康福祉課主幹																																																																																																																																																					
		医療班長	健康福祉課主幹																																																																																																																																																					
		<u>給食班長</u>	<u>給食センター所長</u>																																																																																																																																																					
建設部長	<u>技監</u>																																																																																																																																																							
建設副部長	農政産業課長	農政 <u>商工班長</u>	農政産業課主幹																																																																																																																																																					
建設副部長	まち整備課長	土木班長	まち整備課主幹																																																																																																																																																					
建設副部長	上下水道課長	都市 <u>計画班長</u>	まち整備課主幹																																																																																																																																																					
		上下水道班長	上下水道課主幹																																																																																																																																																					
		協力班	農業委員会事務局次長																																																																																																																																																					

No.	Page	編	章	節	項目名	新				旧				変更理由																									
						教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹	教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹																										
						教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹	教育部長	教育総務課長	教育班長	教育総務課主幹																										
						教育副部長	生涯学習課長	給食班長	学校給食センター所長	教育副部長	生涯学習課長	生涯学習班長	生涯学習課主幹																										
								生涯学習班長	生涯学習課主幹																														
						※班長担当者を欠く場合は、当該所属の部長が指名する者が務める。																																	
48	40	3	1	2.1 (5)	本部の担当業務 について	各部・班の分掌事務				各部・班の分掌事務				現状に合わせた表現 の適正化 地域防災計画との整 合																									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護に関する情報の収集に関すること</li> <li>国民保護対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>職員の動員に関すること</li> <li>関係機関との協力及び応援要請に関すること</li> <li>警戒区域の設定に関すること</li> <li>警報の伝達に関すること</li> <li>避難指示の伝達に関すること</li> <li>避難経路の決定に関すること</li> <li>緊急通報の伝達に関すること</li> <li>退避の指示に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>その他、他の部に属さないこと</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>職員班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の招集に関すること</li> <li>派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること</li> <li>職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること</li> <li>職員の公務災害に関すること</li> <li>職員の健康管理に関すること</li> <li>職員の給与等に関すること</li> <li>その他職員に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">記録調整班</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書、渉外に関すること</li> <li>町民への広報に関すること</li> <li>各部の調整に関すること</li> <li>国・県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>他の市町村への要請及び連絡調整に関すること</li> <li>自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他関係機関の調整に関すること</li> <li>被害記録に関すること</li> <li>その他記録、調整に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報連絡班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議決定事項の支持、周知に関すること</li> <li>現地本部との連絡に関すること</li> <li>関係機関及び各部への連絡に関すること</li> <li>被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>関係機関との指令の受領及び伝達に関すること</li> <li>緊急予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>見舞品及び義援金の受入、配分計画に関すること</li> <li>電子計算組織の復旧及び確保に関すること</li> <li>その他情報連絡に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	分掌事務	総務部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護に関する情報の収集に関すること</li> <li>国民保護対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>職員の動員に関すること</li> <li>関係機関との協力及び応援要請に関すること</li> <li>警戒区域の設定に関すること</li> <li>警報の伝達に関すること</li> <li>避難指示の伝達に関すること</li> <li>避難経路の決定に関すること</li> <li>緊急通報の伝達に関すること</li> <li>退避の指示に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>その他、他の部に属さないこと</li> </ul>	職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の招集に関すること</li> <li>派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること</li> <li>職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること</li> <li>職員の公務災害に関すること</li> <li>職員の健康管理に関すること</li> <li>職員の給与等に関すること</li> <li>その他職員に関すること</li> </ul>	記録調整班		<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書、渉外に関すること</li> <li>町民への広報に関すること</li> <li>各部の調整に関すること</li> <li>国・県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>他の市町村への要請及び連絡調整に関すること</li> <li>自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他関係機関の調整に関すること</li> <li>被害記録に関すること</li> <li>その他記録、調整に関すること</li> </ul>	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議決定事項の支持、周知に関すること</li> <li>現地本部との連絡に関すること</li> <li>関係機関及び各部への連絡に関すること</li> <li>被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>関係機関との指令の受領及び伝達に関すること</li> <li>緊急予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>見舞品及び義援金の受入、配分計画に関すること</li> <li>電子計算組織の復旧及び確保に関すること</li> <li>その他情報連絡に関すること</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>総括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護に関する情報の収集に関すること</li> <li>国民保護対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>職員の動員に関すること</li> <li>関係機関との協力及び応援要請に関すること</li> <li>派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること</li> <li>警戒区域の設定に関すること</li> <li>警報の伝達に関すること</li> <li>避難指示の伝達に関すること</li> <li>避難経路の決定に関すること</li> <li>緊急通報の伝達に関すること</li> <li>退避の指示に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>その他、他の部に属さないこと</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>記録・調整班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書、渉外に関すること</li> <li>町民への広報に関すること</li> <li>各部の調整に関すること</li> <li>国・県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>他の市町村への要請及び連絡調整に関すること</li> <li>自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他関係機関の調整に関すること</li> <li>被害記録に関すること</li> <li>その他記録、調整に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報連絡班</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議決定事項の支持、周知に関すること</li> <li>現地本部との連絡に関すること</li> <li>関係機関及び各部への連絡に関すること</li> <li>被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>関係機関との指令の受領及び伝達に関すること</li> <li>緊急予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>見舞品及び義援金の受入、配分計画に関すること</li> <li>電子計算組織の復旧及び確保に関すること</li> <li>その他情報連絡に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>調査集計班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋等の被害調査、とりまとめに関すること</li> <li>税の徴収猶予、減免等に関すること</li> <li>その他税務に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会計班</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>経費の出納に関すること</li> <li>その他会計に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部の応援に関すること</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部名	班名	分掌事務	総務部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護に関する情報の収集に関すること</li> <li>国民保護対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>職員の動員に関すること</li> <li>関係機関との協力及び応援要請に関すること</li> <li>派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること</li> <li>警戒区域の設定に関すること</li> <li>警報の伝達に関すること</li> <li>避難指示の伝達に関すること</li> <li>避難経路の決定に関すること</li> <li>緊急通報の伝達に関すること</li> <li>退避の指示に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>その他、他の部に属さないこと</li> </ul>	記録・調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書、渉外に関すること</li> <li>町民への広報に関すること</li> <li>各部の調整に関すること</li> <li>国・県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>他の市町村への要請及び連絡調整に関すること</li> <li>自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他関係機関の調整に関すること</li> <li>被害記録に関すること</li> <li>その他記録、調整に関すること</li> </ul>	情報連絡班		<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議決定事項の支持、周知に関すること</li> <li>現地本部との連絡に関すること</li> <li>関係機関及び各部への連絡に関すること</li> <li>被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>関係機関との指令の受領及び伝達に関すること</li> <li>緊急予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>見舞品及び義援金の受入、配分計画に関すること</li> <li>電子計算組織の復旧及び確保に関すること</li> <li>その他情報連絡に関すること</li> </ul>	調査集計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋等の被害調査、とりまとめに関すること</li> <li>税の徴収猶予、減免等に関すること</li> <li>その他税務に関すること</li> </ul>	会計班		<ul style="list-style-type: none"> <li>経費の出納に関すること</li> <li>その他会計に関すること</li> </ul>	協力班		<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部の応援に関すること</li> </ul>
部名	班名	分掌事務																																					
総務部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護に関する情報の収集に関すること</li> <li>国民保護対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>職員の動員に関すること</li> <li>関係機関との協力及び応援要請に関すること</li> <li>警戒区域の設定に関すること</li> <li>警報の伝達に関すること</li> <li>避難指示の伝達に関すること</li> <li>避難経路の決定に関すること</li> <li>緊急通報の伝達に関すること</li> <li>退避の指示に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>その他、他の部に属さないこと</li> </ul>																																					
	職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の招集に関すること</li> <li>派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること</li> <li>職員の安否確認及び被災状況の把握に関すること</li> <li>職員の公務災害に関すること</li> <li>職員の健康管理に関すること</li> <li>職員の給与等に関すること</li> <li>その他職員に関すること</li> </ul>																																					
記録調整班		<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書、渉外に関すること</li> <li>町民への広報に関すること</li> <li>各部の調整に関すること</li> <li>国・県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>他の市町村への要請及び連絡調整に関すること</li> <li>自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他関係機関の調整に関すること</li> <li>被害記録に関すること</li> <li>その他記録、調整に関すること</li> </ul>																																					
	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議決定事項の支持、周知に関すること</li> <li>現地本部との連絡に関すること</li> <li>関係機関及び各部への連絡に関すること</li> <li>被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>関係機関との指令の受領及び伝達に関すること</li> <li>緊急予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>見舞品及び義援金の受入、配分計画に関すること</li> <li>電子計算組織の復旧及び確保に関すること</li> <li>その他情報連絡に関すること</li> </ul>																																					
部名	班名	分掌事務																																					
総務部	総括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護に関する情報の収集に関すること</li> <li>国民保護対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>職員の動員に関すること</li> <li>関係機関との協力及び応援要請に関すること</li> <li>派遣職員及び被派遣職員の扱いに関すること</li> <li>警戒区域の設定に関すること</li> <li>警報の伝達に関すること</li> <li>避難指示の伝達に関すること</li> <li>避難経路の決定に関すること</li> <li>緊急通報の伝達に関すること</li> <li>退避の指示に関すること</li> <li>避難実施要領の策定に関すること</li> <li>その他、他の部に属さないこと</li> </ul>																																					
	記録・調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の秘書、渉外に関すること</li> <li>町民への広報に関すること</li> <li>各部の調整に関すること</li> <li>国・県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>他の市町村への要請及び連絡調整に関すること</li> <li>自主防災組織への指示及び要請並びに連絡調整に関すること</li> <li>その他関係機関の調整に関すること</li> <li>被害記録に関すること</li> <li>その他記録、調整に関すること</li> </ul>																																					
情報連絡班		<ul style="list-style-type: none"> <li>本部会議決定事項の支持、周知に関すること</li> <li>現地本部との連絡に関すること</li> <li>関係機関及び各部への連絡に関すること</li> <li>被害状況の取りまとめ、報告に関すること</li> <li>関係機関との指令の受領及び伝達に関すること</li> <li>緊急予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>見舞品及び義援金の受入、配分計画に関すること</li> <li>電子計算組織の復旧及び確保に関すること</li> <li>その他情報連絡に関すること</li> </ul>																																					
	調査集計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋等の被害調査、とりまとめに関すること</li> <li>税の徴収猶予、減免等に関すること</li> <li>その他税務に関すること</li> </ul>																																					
会計班		<ul style="list-style-type: none"> <li>経費の出納に関すること</li> <li>その他会計に関すること</li> </ul>																																					
協力班		<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部の応援に関すること</li> </ul>																																					

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由																																																
						<table border="1"> <tr> <td>調査集計班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害調査、とりまとめに関する事</li> <li>・税の徴収猶予、減免等に関する事</li> <li>・その他税務に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会計班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の出納に関する事</li> <li>・その他会計に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部の応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>民生部</td> <td>住民班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の調査、記録に関する事</li> <li>・被災者の食糧に関する事</li> <li>・り災証明、その他各種証明に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事</li> <li>・安否情報の収集、提供に関する事</li> <li>・各種相談に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関する事</li> <li>・その他住民に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の各種消毒に関する事</li> <li>・防疫活動に関する事</li> <li>・被災地域のし尿に関する事</li> <li>・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事</li> <li>・収集手数料の減免に関する事</li> <li>・関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>・環境センターの応急対策に関する事</li> <li>・災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>・生活関連施設の安全確保</li> <li>・その他衛生に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出</li> <li>・救援物資の確保、配分に関する事</li> <li>・日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>・要援護者等の避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・ボランティア受付窓口の設置に関する事</li> <li>・災害見舞金の支給に関する事</li> <li>・その他福祉に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健医療班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連絡に関する事</li> <li>・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関する事</li> <li>・災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>・救護所の設置に関する事</li> <li>・保健センターの応急対策に関する事</li> <li>・その他保健医療に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育園児の安全確保に関する事</u></li> <li>・<u>保育関係被害の調査、記録、報告に関する事</u></li> <li>・<u>応急保育に関する事</u></li> <li>・<u>その他保育に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設部</td> <td>農政産業班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・農業共済、家畜共済に関する事</li> <li>・農業災害融資に関する事</li> <li>・商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・商工業災害融資に関する事</li> <li>・生活関連物資等の価格安定措置に関する事</li> <li>・用排水、水門開閉に関する事</li> <li>・動物愛護に関する事</li> <li>・その他農政産業に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	調査集計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害調査、とりまとめに関する事</li> <li>・税の徴収猶予、減免等に関する事</li> <li>・その他税務に関する事</li> </ul>	会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の出納に関する事</li> <li>・その他会計に関する事</li> </ul>	協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部の応援に関する事</li> </ul>	民生部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の調査、記録に関する事</li> <li>・被災者の食糧に関する事</li> <li>・り災証明、その他各種証明に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事</li> <li>・安否情報の収集、提供に関する事</li> <li>・各種相談に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関する事</li> <li>・その他住民に関する事</li> </ul>		衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の各種消毒に関する事</li> <li>・防疫活動に関する事</li> <li>・被災地域のし尿に関する事</li> <li>・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事</li> <li>・収集手数料の減免に関する事</li> <li>・関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>・環境センターの応急対策に関する事</li> <li>・災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>・生活関連施設の安全確保</li> <li>・その他衛生に関する事</li> </ul>		福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出</li> <li>・救援物資の確保、配分に関する事</li> <li>・日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>・要援護者等の避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・ボランティア受付窓口の設置に関する事</li> <li>・災害見舞金の支給に関する事</li> <li>・その他福祉に関する事</li> </ul>		保健医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連絡に関する事</li> <li>・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関する事</li> <li>・災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>・救護所の設置に関する事</li> <li>・保健センターの応急対策に関する事</li> <li>・その他保健医療に関する事</li> </ul>		保育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育園児の安全確保に関する事</u></li> <li>・<u>保育関係被害の調査、記録、報告に関する事</u></li> <li>・<u>応急保育に関する事</u></li> <li>・<u>その他保育に関する事</u></li> </ul>		建設部	農政産業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・農業共済、家畜共済に関する事</li> <li>・農業災害融資に関する事</li> <li>・商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・商工業災害融資に関する事</li> <li>・生活関連物資等の価格安定措置に関する事</li> <li>・用排水、水門開閉に関する事</li> <li>・動物愛護に関する事</li> <li>・その他農政産業に関する事</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>民生部</td> <td>住民班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の調査、記録に関する事</li> <li>・被災者の食糧に関する事</li> <li>・り災証明、その他各種証明に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事</li> <li>・安否情報の収集、提供に関する事</li> <li>・各種相談に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関する事</li> <li>・その他住民に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>衛生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の各種消毒に関する事</li> <li>・防疫活動に関する事</li> <li>・被災地域のし尿に関する事</li> <li>・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事</li> <li>・収集手数料の減免に関する事</li> <li>・関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>・環境センターの応急対策に関する事</li> <li>・災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>・生活関連施設の安全確保</li> <li>・その他衛生医療に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>救助避難誘導班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出</li> <li>・救援物資の確保、配分に関する事</li> <li>・日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>・要援護者等の避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・ボランティア受付窓口の設置に関する事</li> <li>・<u>災害見舞金の支給に関する事</u></li> <li>・その他<u>救援</u>に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連絡に関する事</li> <li>・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関する事</li> <li>・災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>・救護所の設置に関する事</li> <li>・保健センターの応急対策に関する事</li> <li>・その他医療に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>給食班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害現場及び被災者の炊き出しに関する事</u></li> <li>・<u>給食センターの応急対策に関する事</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設部</td> <td>農政商工班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林関係の被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・農業共済、家畜共済に関する事</li> <li>・農業災害融資に関する事</li> <li>・商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・商工業災害融資に関する事</li> <li>・生活関連物資等の価格安定措置に関する事</li> <li>・用排水、水門開閉に関する事</li> <li>・動物愛護に関する事</li> <li>・その他農林商工に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧用資材の確保に関する事</li> <li>・道路、橋梁等の交通止めに関する事</li> <li>・災害復旧労力の確保に関する事</li> <li>・土木関係の被害状況の調査及び報告に関する事</li> <li>・障害物等の除去に関する事</li> <li>・被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>・応急仮設住宅に関する事</li> </ul> </td> </tr> </table>	民生部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の調査、記録に関する事</li> <li>・被災者の食糧に関する事</li> <li>・り災証明、その他各種証明に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事</li> <li>・安否情報の収集、提供に関する事</li> <li>・各種相談に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関する事</li> <li>・その他住民に関する事</li> </ul>		衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の各種消毒に関する事</li> <li>・防疫活動に関する事</li> <li>・被災地域のし尿に関する事</li> <li>・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事</li> <li>・収集手数料の減免に関する事</li> <li>・関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>・環境センターの応急対策に関する事</li> <li>・災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>・生活関連施設の安全確保</li> <li>・その他衛生医療に関する事</li> </ul>		救助避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出</li> <li>・救援物資の確保、配分に関する事</li> <li>・日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>・要援護者等の避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・ボランティア受付窓口の設置に関する事</li> <li>・<u>災害見舞金の支給に関する事</u></li> <li>・その他<u>救援</u>に関する事</li> </ul>		医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連絡に関する事</li> <li>・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関する事</li> <li>・災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>・救護所の設置に関する事</li> <li>・保健センターの応急対策に関する事</li> <li>・その他医療に関する事</li> </ul>		給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害現場及び被災者の炊き出しに関する事</u></li> <li>・<u>給食センターの応急対策に関する事</u></li> </ul>		建設部	農政商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林関係の被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・農業共済、家畜共済に関する事</li> <li>・農業災害融資に関する事</li> <li>・商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・商工業災害融資に関する事</li> <li>・生活関連物資等の価格安定措置に関する事</li> <li>・用排水、水門開閉に関する事</li> <li>・動物愛護に関する事</li> <li>・その他農林商工に関する事</li> </ul>			土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧用資材の確保に関する事</li> <li>・道路、橋梁等の交通止めに関する事</li> <li>・災害復旧労力の確保に関する事</li> <li>・土木関係の被害状況の調査及び報告に関する事</li> <li>・障害物等の除去に関する事</li> <li>・被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>・応急仮設住宅に関する事</li> </ul>	
調査集計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害調査、とりまとめに関する事</li> <li>・税の徴収猶予、減免等に関する事</li> <li>・その他税務に関する事</li> </ul>																																																							
会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の出納に関する事</li> <li>・その他会計に関する事</li> </ul>																																																							
協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部の応援に関する事</li> </ul>																																																							
民生部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の調査、記録に関する事</li> <li>・被災者の食糧に関する事</li> <li>・り災証明、その他各種証明に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事</li> <li>・安否情報の収集、提供に関する事</li> <li>・各種相談に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関する事</li> <li>・その他住民に関する事</li> </ul>																																																						
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の各種消毒に関する事</li> <li>・防疫活動に関する事</li> <li>・被災地域のし尿に関する事</li> <li>・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事</li> <li>・収集手数料の減免に関する事</li> <li>・関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>・環境センターの応急対策に関する事</li> <li>・災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>・生活関連施設の安全確保</li> <li>・その他衛生に関する事</li> </ul>																																																						
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出</li> <li>・救援物資の確保、配分に関する事</li> <li>・日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>・要援護者等の避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・ボランティア受付窓口の設置に関する事</li> <li>・災害見舞金の支給に関する事</li> <li>・その他福祉に関する事</li> </ul>																																																						
	保健医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連絡に関する事</li> <li>・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関する事</li> <li>・災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>・救護所の設置に関する事</li> <li>・保健センターの応急対策に関する事</li> <li>・その他保健医療に関する事</li> </ul>																																																						
	保育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保育園児の安全確保に関する事</u></li> <li>・<u>保育関係被害の調査、記録、報告に関する事</u></li> <li>・<u>応急保育に関する事</u></li> <li>・<u>その他保育に関する事</u></li> </ul>																																																						
	建設部	農政産業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・農業共済、家畜共済に関する事</li> <li>・農業災害融資に関する事</li> <li>・商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・商工業災害融資に関する事</li> <li>・生活関連物資等の価格安定措置に関する事</li> <li>・用排水、水門開閉に関する事</li> <li>・動物愛護に関する事</li> <li>・その他農政産業に関する事</li> </ul>																																																					
民生部	住民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の調査、記録に関する事</li> <li>・被災者の食糧に関する事</li> <li>・り災証明、その他各種証明に関する事</li> <li>・遺体の埋火葬に関する事</li> <li>・安否情報の収集、提供に関する事</li> <li>・各種相談に関する事</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関する事</li> <li>・その他住民に関する事</li> </ul>																																																						
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の各種消毒に関する事</li> <li>・防疫活動に関する事</li> <li>・被災地域のし尿に関する事</li> <li>・被災地域のゴミ収集、運搬及び処分に関する事</li> <li>・収集手数料の減免に関する事</li> <li>・関係業者との連絡調整に関する事</li> <li>・環境センターの応急対策に関する事</li> <li>・災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>・生活関連施設の安全確保</li> <li>・その他衛生医療に関する事</li> </ul>																																																						
	救助避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出、避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・被災者の捜索及び救出</li> <li>・救援物資の確保、配分に関する事</li> <li>・日赤及び社会福祉協議会等との連絡調整に関する事</li> <li>・要援護者等の避難誘導及び被災者の収容に関する事</li> <li>・ボランティア受付窓口の設置に関する事</li> <li>・<u>災害見舞金の支給に関する事</u></li> <li>・その他<u>救援</u>に関する事</li> </ul>																																																						
	医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連絡に関する事</li> <li>・医療品、衛生資材、その他各種資材の調達、補給配送に関する事</li> <li>・災害救助食品の衛生に関する事</li> <li>・救護所の設置に関する事</li> <li>・保健センターの応急対策に関する事</li> <li>・その他医療に関する事</li> </ul>																																																						
	給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>災害現場及び被災者の炊き出しに関する事</u></li> <li>・<u>給食センターの応急対策に関する事</u></li> </ul>																																																						
	建設部	農政商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林関係の被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・農業共済、家畜共済に関する事</li> <li>・農業災害融資に関する事</li> <li>・商工業関係被害の調査、記録、報告に関する事</li> <li>・商工業災害融資に関する事</li> <li>・生活関連物資等の価格安定措置に関する事</li> <li>・用排水、水門開閉に関する事</li> <li>・動物愛護に関する事</li> <li>・その他農林商工に関する事</li> </ul>																																																					
		土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧用資材の確保に関する事</li> <li>・道路、橋梁等の交通止めに関する事</li> <li>・災害復旧労力の確保に関する事</li> <li>・土木関係の被害状況の調査及び報告に関する事</li> <li>・障害物等の除去に関する事</li> <li>・被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>・応急仮設住宅に関する事</li> </ul>																																																					

「国民保護に関する川島町計画」新旧対照表

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由																														
						<table border="1"> <tr> <td>土木班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧資材の確保に関すること</li> <li>・道路、橋梁等の交通止めに関すること</li> <li>・災害復旧労力の確保に関すること</li> <li>・土木関係の被害状況の調査及び報告に関すること</li> <li>・障害物等の除去に関すること</li> <li>・被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>・応急仮設住宅に関すること</li> <li>・災害応急修理の指導、監督に関すること</li> <li>・その他土木に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市計画班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること</li> <li>・公園等施設の提供及び保全に関すること</li> <li>・応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他都市計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急給水に関すること</li> <li>・応急給水の広報に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること</li> <li>・上下水道施設の復旧に関すること</li> <li>・水源確保に関すること</li> <li>・下水道施設の保全に関すること</li> <li>・下水道の排水保持及び復旧に関すること</li> <li>・その他上下水道に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の応援に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>教育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他教育に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場及び被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・給食センターの応急対策に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧資材の確保に関すること</li> <li>・道路、橋梁等の交通止めに関すること</li> <li>・災害復旧労力の確保に関すること</li> <li>・土木関係の被害状況の調査及び報告に関すること</li> <li>・障害物等の除去に関すること</li> <li>・被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>・応急仮設住宅に関すること</li> <li>・災害応急修理の指導、監督に関すること</li> <li>・その他土木に関すること</li> </ul>	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること</li> <li>・公園等施設の提供及び保全に関すること</li> <li>・応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他都市計画に関すること</li> </ul>	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急給水に関すること</li> <li>・応急給水の広報に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること</li> <li>・上下水道施設の復旧に関すること</li> <li>・水源確保に関すること</li> <li>・下水道施設の保全に関すること</li> <li>・下水道の排水保持及び復旧に関すること</li> <li>・その他上下水道に関すること</li> </ul>	協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の応援に関すること</li> </ul>	教育部	<table border="1"> <tr> <td>教育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他教育に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場及び被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・給食センターの応急対策に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他教育に関すること</li> </ul>	給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場及び被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・給食センターの応急対策に関すること</li> </ul>	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急修理の指導、監督に関すること</li> <li>・その他土木に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市計画班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること</li> <li>・公園等施設の提供及び保全に関すること</li> <li>・応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他都市計画に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>上下水道班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急給水に関すること</li> <li>・応急給水の広報に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること</li> <li>・上下水道施設の復旧に関すること</li> <li>・水源確保に関すること</li> <li>・下水道施設の保全に関すること</li> <li>・下水道の排水保持及び復旧に関すること</li> <li>・その他水道に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の応援に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>学校教育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急修理の指導、監督に関すること</li> <li>・その他土木に関すること</li> </ul>	都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること</li> <li>・公園等施設の提供及び保全に関すること</li> <li>・応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他都市計画に関すること</li> </ul>	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急給水に関すること</li> <li>・応急給水の広報に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること</li> <li>・上下水道施設の復旧に関すること</li> <li>・水源確保に関すること</li> <li>・下水道施設の保全に関すること</li> <li>・下水道の排水保持及び復旧に関すること</li> <li>・その他水道に関すること</li> </ul>	協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の応援に関すること</li> </ul>	教育部	<table border="1"> <tr> <td>学校教育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul>	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul>	
土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧資材の確保に関すること</li> <li>・道路、橋梁等の交通止めに関すること</li> <li>・災害復旧労力の確保に関すること</li> <li>・土木関係の被害状況の調査及び報告に関すること</li> <li>・障害物等の除去に関すること</li> <li>・被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>・応急仮設住宅に関すること</li> <li>・災害応急修理の指導、監督に関すること</li> <li>・その他土木に関すること</li> </ul>																																					
都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること</li> <li>・公園等施設の提供及び保全に関すること</li> <li>・応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他都市計画に関すること</li> </ul>																																					
上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急給水に関すること</li> <li>・応急給水の広報に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること</li> <li>・上下水道施設の復旧に関すること</li> <li>・水源確保に関すること</li> <li>・下水道施設の保全に関すること</li> <li>・下水道の排水保持及び復旧に関すること</li> <li>・その他上下水道に関すること</li> </ul>																																					
協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の応援に関すること</li> </ul>																																					
教育部	<table border="1"> <tr> <td>教育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他教育に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>給食班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場及び被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・給食センターの応急対策に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他教育に関すること</li> </ul>	給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場及び被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・給食センターの応急対策に関すること</li> </ul>	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul>																															
教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他教育に関すること</li> </ul>																																					
給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場及び被災者の炊き出しに関すること</li> <li>・給食センターの応急対策に関すること</li> </ul>																																					
生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul>																																					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急修理の指導、監督に関すること</li> <li>・その他土木に関すること</li> </ul>																																					
都市計画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の被害の調査、記録、報告に関すること</li> <li>・公園等施設の提供及び保全に関すること</li> <li>・応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他都市計画に関すること</li> </ul>																																					
上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急給水に関すること</li> <li>・応急給水の広報に関すること</li> <li>・上下水道施設の被害状況調査、記録、報告に関すること</li> <li>・上下水道施設の復旧に関すること</li> <li>・水源確保に関すること</li> <li>・下水道施設の保全に関すること</li> <li>・下水道の排水保持及び復旧に関すること</li> <li>・その他水道に関すること</li> </ul>																																					
協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部の応援に関すること</li> </ul>																																					
教育部	<table border="1"> <tr> <td>学校教育班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生涯学習班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul> </td> </tr> </table>	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul>	生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul>																																	
学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の被害状況の記録及び報告に関すること</li> <li>・教育施設の復旧に関すること</li> <li>・応急教育に関すること</li> <li>・児童、生徒の安全確保に関すること</li> <li>・教材、学用品の確保に関すること</li> <li>・避難所としての学校施設等の開放に関すること</li> <li>・その他学校教育に関すること</li> </ul>																																					
生涯学習班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の被害調査及び保護に関すること</li> <li>・民間諸団体の連絡調整に関すること</li> <li>・社会教育施設の避難所としての開・開設に関すること</li> <li>・社会教育施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他生涯学習に関すること</li> </ul>																																					
49	44	3	1	2.2	本部開設の通知等	<p><b>2 本部開設の通知等</b></p> <p><b>（1）本部の開設の通知</b></p> <p><b>町対策本部が開設されたときには、直ちにその旨を、関係機関に通知するものとする。</b></p> <p><b>【通知先】</b></p> <p><b>①川島町国民保護協議会委員</b></p> <p><b>②隣接市町及び協定市町の長</b></p> <p><b>③川島町議会議長</b></p>	<p><b>2 本部会議の開催場所の決定</b></p> <p><b>（1）</b>本部会議は、原則として町庁内で開催する。</p> <p><b>（2）</b>町庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、町長が別途開催場所を決定する。</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1																														

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p><u>④川島町区長会長</u>  <u>(2)</u> 本部会議の開催場所の決定  <u>①</u>本部会議は、原則として町庁内で開催する。  <u>②</u>町庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、町長が別途開催場所を決定する。</p>		
50	44	3	1	3.3	国民保護等派遣の要請	3 国民保護等派遣の要請	3 国民保護派遣の要請	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
51	45	3	1	4	川島町国民対策本部等の廃止	<p>第4節 川島町国民保護対策本部等の廃止  町長は、内閣総理大臣から、川島町国民保護対策本部等を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。  <u>なお、廃止の通知を第2節の2(1)に準じて行うものとする。</u></p>	<p>第4節 川島町国民保護対策本部等の廃止  町長は、内閣総理大臣から、川島町国民保護対策本部等を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
52	50	3	3	1.3	警報の通知の受入れ・伝達	<p>3 住民等への伝達  <u>(1) 住民への伝達</u>  町は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。  <u>①</u> サイレン（国が定めた放送方法による。）  <u>②</u> 防災行政無線  <u>③</u> 自治会を通じた伝達  <u>④</u> 広報車  <u>⑤</u> ホームページへの掲載  <u>⑥ 公共施設等への掲示</u>  <u>⑦</u> F A X（主に、聴覚障がい者に対して行う。）  <u>なお、町長は、必要があると認めるときは、県に対してヘリコプター等による広報を要請する。</u>  <u>(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡</u>  町は、町が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。</p>	<p>3 住民等への伝達  町は、県から警報の通知をうけた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。  <u>(1)</u> サイレン（国が定めた放送方法による。）  <u>(2)</u> 防災行政無線  <u>(3)</u> 自治会を通じた伝達  <u>(4)</u> 広報車  <u>(5)</u> ホームページへの掲載  <u>(6)</u> F A X（主に、聴覚障がい者に対して行う。）</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
53	52	3	3	3.1	避難の指示受入れ・伝達等	<p><u>①</u> 第1段階の避難指示  国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に伝達する。</p>	<p><u>①</u> 第1段階の避難指示  国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。</p>	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
54	52	3	3	3.1. (2). ①.	避難実施要領の作成	(ク) <u>要配慮者</u> への対応	(ク) <u>災害時要援護者</u> への対応	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
55	53	3	3	3.1. (2)	町長の住民への避難の伝達	② 住民への周知内容及び方法 町長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、 <b>要配慮者</b> に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	② 住民への周知内容及び方法 町長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、 <b>災害時要援護者</b> に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
56	53	3	3	4.1	運送手段の選択方法	(2) <b>要配慮者</b> の避難 町は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により <b>要配慮者</b> の避難を実施する。	(2) <b>災害時要援護者</b> の避難 町は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により <b>災害時要援護者</b> の避難を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
57	54	3	3	5	避難路の選定と避難経路の決定	第5節 避難路の選定と避難経路の決定 避難の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。 <b>また、避難の交通手段等避難実施要領を作成し、住民への周知を図る。</b>	第5節 避難路の選定と避難経路の決定 避難の指示があった場合には、町は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第5節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
58	55	3	4		避難住民等の救援措置	避難住民等の救援は、町と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。 (1) 収容施設の供与 (2) 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の <b>給与</b> 又は貸与 (3) 医療の提供及び助産 (4) 被災者の捜索及び救出 (5) 死体の捜索、処理及び埋・火葬 (6) 電話その他の通信設備の提供 (7) 被災住宅の応急修理 (8) 学用品の貸与 (9) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去 <b>救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。</b> <b>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</b>	避難住民等の救援は、町と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。 <b>救援の程度、方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」に定めるところによる。</b> <b>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</b> (1) 収容施設の供与 (2) 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の <b>供給</b> 又は貸与 (3) 医療の提供及び助産 (4) 被災者の捜索及び救出 (5) 死体の捜索、処理及び埋・火葬 (6) 電話その他の通信設備の提供 (7) 被災住宅の応急修理 (8) 学用品の貸与 (9) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去	表現の適正化 災害対策基本法等の改正に伴う変更（国民保護法の救援事務が、厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管されたため）
59	56	3	4	2	食料品・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与	2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の <b>給与</b> 又は貸与 町は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の <b>給与</b> 又は貸与を実施する。	2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の <b>供給</b> 又は貸与 町は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の <b>供給</b> 又は貸与を実施する。	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
60	59	3	4	5	死体の捜索、処理及び埋・火葬	5 死体の捜索、処理及び埋・火葬 町は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、 <b>武力攻撃災害により現に行方不明の状態であり、各般の事情によ</b>	5 死体の捜索、処理及び埋・火葬	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						り既に死亡していると推定される者の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。	町は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。	
61	60	3	4		7 学用品の給与	7 学用品の <u>給与</u> 町は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。	7 学用品の <u>供給</u> 町は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
62	63	3	5	2.4	4 NBC攻撃による汚染の対処	(4) <u>対応時の留意事項</u> <u>①核兵器等</u> <u>隔壁を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</u> <u>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</u> <u>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線</u> <u>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</u> <u>このため、町は、県、県警察、消防機関、自衛隊等関係機関と連携して、次に掲げる事項に留意の上、措置を実施するものとする。</u> <u>（ア）初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対し、隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救助・救急活動等を行うことを要請する。また、県は、汚染物質に関する情報を保健所、県衛生研究所、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。</u> <u>また、上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、町は、県、県警察、自衛隊と連携しながら、迅速に警戒区域の設定、立入り制限の措置を行う。</u> <u>（イ）町は、県、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。</u> <u>（ウ）イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。</u> <u>このため、住民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。</u> <u>（エ）ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、（ア）から（ウ）に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</u>	(4) <u>汚染原因に応じた対応</u> <u>町長は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</u> <u>① 核攻撃等の場合</u> <u>町長は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。</u> <u>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u> <u>② 生物剤による攻撃の場合</u> <u>町長は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。</u> <u>③ 化学剤による攻撃の場合</u> <u>町長は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。</u>	表現の適正化  国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1  基本方針の変更 (H29.12)に伴う表現の適正化

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p>(オ)核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退避時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>②生物兵器</p> <p>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を講じた上で、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施するよう要請し、その情報を保健所、県衛生研究よ、消防機関、医療機関等の関係機関で共有するよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、消毒等の措置を実施する。</p> <p>イ 県は、国と連携し、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及びサーベイランス（疫病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は予測を実施する。</p> <p>ウ 県は、患者の移送を実施するとともに、市町村、消防機関、県警察、自衛隊に対して、対処要員のワクチン接種を行うなど、所要の防護措置を講じた上で、患者の移送に協力するよう要請する。また、県は、必要に応じて隔離を行うなど二次感染を防止する措置を実施する。</p> <p>③化学兵器</p> <p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</p> <p>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</p> <p>ア 初動措置として、県は、消防機関、県警察、自衛隊に対して、隊員の安全を講じた上で、原因物質の特定、汚染地域の特定又は予測、被災者の救助、除染等汚染拡大防止のための措置等を実施するよう要請する。</p>		



No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由																					
						<p>イ また、県は、市町村、県警察、自衛隊と連携して、迅速に警戒区域の設定、立入制限の措置を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を実施する。</p> <p>ウ 県は、市町村、消防機関、医療機関と連携して、原因物質の特定に応じた救急医療を実施する。</p>																							
63	65	3	5	2	応急措置等の実施		<p>(5) 権限</p> <p>町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象物件</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>死体</td> <td>・移動の制限 ・移動の禁止</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>・廃棄</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>建物</td> <td>・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>場所</td> <td>・交通の制限 ・交通の遮断</td> </tr> </tbody> </table>		対象物件	措置	1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1
	対象物件	措置																											
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄																											
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止																											
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止																											
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄																											
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖																											
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断																											
64	65	3	5	5	廃棄物対策の実施	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>町は、その特殊性に配慮しながら「<u>埼玉県災害廃棄物処理指針</u>」に準じて廃棄物対策を実施する。</p> <p>2 し尿処理</p> <p><u>(1) 町が行う措置</u></p> <p>町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。</p>	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>町は、その特殊性に配慮しながら「<u>災害廃棄物処理計画</u>」に基づき廃棄物対策を実施する。</p> <p>2 し尿処理</p> <p>町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。</p>	<p>現状に合わせた表現の適正化</p> <p>国民保護に関する埼玉県計画との整合 県計画*1</p>																					

No.	Page	編	章	節	項目名	新	旧	変更理由
						<p><u>(2) 県の実施する避難所等への仮設（簡易）トイレの設置への協力</u>  <u>町は、県が行う仮設（簡易）トイレの設置に協力する。</u></p> <p><u>(3) 広域的な支援協力</u>  町は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。</p>	<p>また、町は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。</p>	
65	66	3	6	2	安否情報の収集・提供	<p>1 情報の収集  収集する情報は、主に以下のとおりとする。  町は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。</p> <p>(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報</p> <p>① 氏名  ② <u>出生の年月日</u>  ③ 男女の別  ④ 住所  ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）  ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）  ⑦ 居所  ⑧ 負傷又は疾病の状況  ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報  ⑩ <u>照会に対する同意の有無</u></p> <p>(2) 死亡した住民から収集する情報  上記①～⑥に加えて  ⑦ 死亡の日時、場所及び状況  ⑧ 死体の所在  ⑨ <u>⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u>  ⑩ <u>照会に対する同意の有無</u></p>	<p>1 情報の収集  収集する情報は、主に以下のとおりとする。  町は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。</p> <p>(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報</p> <p>① 氏名  ② 生年月日  ③ 男女の別  ④ 住所  ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）  ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）  ⑦ 居所  ⑧ 負傷又は疾病の状況  ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>(2) 死亡した住民から収集する情報  上記①～⑥に加えて  ⑦ 死亡の日時、場所及び状況  ⑧ 死体の所在</p>	<p>国民保護に関する埼玉県計画との整合  県計画*1</p>
66	71	5	1	2	損害補償	<p>(1) <u>避難住民の誘導及び復帰への協力</u></p>	<p>(1) <u>住民の避難誘導への協力</u></p>	<p>国民保護に関する埼玉県計画との整合  県計画*1</p>

県計画\*1 . . . . 国民保護に関する埼玉県計画（平成30年12月変更）